

平成 25 年 3 月 26 日

受益者の皆さま

クローバー・アセットマネジメント株式会社

総合取引約款の改定のお知らせ

立春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度、当社の投資信託の購入に係わるお手続きの利便性と安全性を高めるために下記の通り総合取引約款の一部を改定いたします。

今後もよりよいサービスをご提供できるよう努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

新旧対照表（下線部が改定部分）

新	旧
第 1 編 総合取引約款	第 1 編 総合取引約款
第 3 章 受益権の購入または換金（解約）のお申込み	第 3 章 受益権の購入または換金（解約）のお申込み
第 19 条【受益権の購入時期および価額】	第 19 条【受益権の購入時期および価額】
<u>受益権を購入いただく場合は、所定の口座へ代金をお振込みいただきます。お振込みに際して所定の方法によりお申込みをいただき、銘柄等、購入に必要な事項を明示いただきます。これら必要な事項が明示されない場合は購入できないことがあります。</u>	当社は、原則として所定の銀行口座への購入代金の入金を確認された場合、当入金をもって当該受益権の購入申込とみなします。なお、購入申込人が特定できない場合、購入できないことがあります。
2.（省略）	2.（省略）

当改定は平成 25 年 4 月 8 日より実施いたします。

以上

既に当社ファンドをお持ちのお客さまで、**同じファンドを購入される場合はいままで通りの方法**でお取引いただけます。

ご不明な点は下記までお問合せください。

【お問合せ】

クローバー・アセットマネジメント 業務管理部

TEL 03-3222-1220（平日 9:00～17:00）

E-MAIL gyoumu@clover-am.co.jp